

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団 加音 瀬田西クリニック
訪問リハビリステーション

1. 基本方針

本事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。また職員等から利用者に対するいずれかに該当する行為に加え、高齢者虐待防止が示す養護者による虐待及び、セルフネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

i. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

ii. 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置。

意図的であるか結果的であるかを問わず、高齢者を擁護すべき職務上の業務を放棄又は放任し、生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

iii. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

iv. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。又はわいせつな行為を行わせること。

v. セルフネグレクト

高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などの為、判断能力や生活意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態

3. 虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

①本事業所は、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

②運営責任者は管理者が務める。

③委員は、管理者、訪問リハビリスタッフとする。また必要に応じて委員を指名する。

④委員会は概ね年1回以上開催する。虐待事案発生時等、必要な際は随時開催とする。

また当法人内の他の委員会等、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて法人内別事業と連携して虐待防止委員会を開催する場合もある。

⑤委員会の審議事項

- ・虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備、職員研修に関すること
- ・虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること（職員が相談・報告できる体制整備に関すること）
- ・虐待が発生した場合の対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止に関すること
- ・再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4.虐待防止のための職員研修

- ①職員に対する虐待防止のための研修の内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする
- ②研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する
- ③研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し保存することとする

5.虐待又はその疑いが発生した場合の基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに担当ケアマネジャー（必要に応じて行政）に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保証を最優先する。

6.虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①利用者、利用者家族、職員等から虐待の相談・報告を受けた場合は、本指針や高齢者虐待防止対策マニュアルに従って対応することとする。相談窓口は虐待防止検討委員会のメンバーとする。
- ②利用者の居宅において虐待が疑われる場合、管理者へ報告後、速やかに関係機関に連絡し、解決に繋げるよう努める。
- ③虐待者が職員であった場合、事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じる。
- ④虐待等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

7.成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容を虐待防止検討委員会のメンバー共有する。当該担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- ②苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- ③対応の流れは、上述の「6.虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。
- ④苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9.当該指針の閲覧

この指針については、いつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また、法人ホームページにも公開する。

10.その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4.に定める研修の他、外部研修の参加にも努め、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ることとする。

附則

この指針は、2023年9月1日より施行する。